

学研労協 NEWS ニュース

高エネルギー加速器研究機構 未払い給与請求裁判 第6回目の口頭弁論が行われる

高エネルギー加速器研究機構の不当な特例法の準用による未払い給与請求裁判の第6回口頭弁論が、12月2日の10時30分より、水戸地方裁判所土浦支所において開かれました。前回より、退職2か月前に突然100万円以上もの退職手当が何の代償措置もなく下げられた、不当な退職手当の切り下げに対する裁判も合わせて審議されています。

今回の主要な論点は、機構の財政状況の分析による、賃金切り下げの不当性の立証にあります。機構は、平成24年度の運営費交付金を、特例法に準じて約4億円減額して請求しましたが、機構の財政状況は、これをすべて職員の給与に転嫁しなければ成らないほど切羽詰まったものではありませんでした。公認会計士の方に、機構の財務諸表その他の資料から鑑定して頂いたところ、機構には運営費交付金の不足を内部努力により吸収できるだけの十分な余剰資金が存在することが解りました。また、物件費を内部努力により節約した場合でも、これを人件費に充てることが出来ないという機構の主張は、法律および会計基準上根拠のないものであることが解りました。（実際機構は、過去に人件費相当分を、物件費へ流用しています。）また、たとえ収入欠損があっても、（目的）積立金から補てんが出来ることが、法律に明記されています。

今回も、多数の方（25名）が傍聴支援に駆けつけ、鮎川弁護士による準備書面の要点の説明が行われました。また、被告弁護士が、会計士からの意見書の「鑑定」という表現に難癖をつけて裁判長に軽くいなされるという、被告側の焦りが感じられる場面もありました。口頭弁論に引き続き、亀城プラザにおける報告会にも多数の方が参加し、他機関、他大学の皆さんと交流を行いました。

※ 次回の高エネ研未払い給与支払い請求裁判は 2014年2月24日(月)10時30分から水戸地方裁判所土浦支部第一法廷にて開かれます。また、国立環境研究所労働組合 減額勧告の不利益遡及分の返還要求裁判が12月16日(月)午後3時30分から同法廷にて開かれます。みなさんの応援よろしくお願ひします。